



# 「プレミアム付商品券」

# 「プレミアム付タクシーチケット」

問 商工観光課商工観光係（第2庁舎 ☎23-3331 内線533）  
伊達商工会議所（☎23-2222）

## 1冊で2,000円お得な「プレミアム付商品券」



市内の消費の拡大と地域経済の活性化のため、10,000円で12,000円分の買い物ができる「プレミアム付商品券」を販売します。

**販売対象** 市内にお住まいの方（購入は世帯ごと）  
**販売価格** 1冊10,000円  
（1,000円×12枚綴り12,000円相当）  
**購入限度** 1世帯5冊まで  
**発行数** 35,000冊  
**購入方法**

6月中旬に各世帯に郵送される申込はがきに必要事項を記入し、販売窓口にご持参ください。

### 販売場所・時間

- カルチャーセンター（午前9時～午後8時）
- 大滝総合支所（午前9時～午後8時）

### 販売日

- 子育て世帯優先販売 6月28日(日)・29日(月)
- その他の世帯 6月30日(火)～7月2日(木)

※子育て世帯…18歳以下のお子さんがある世帯

※7月3日(金)以降まだ売り切れていないときは、伊達商工会議所で販売

### 使用方法

市内の商品券取扱加盟店で、現金と同様に使用できます。（つり銭なし）

**使用できる期間** 7月1日(水)～12月31日(木)

### その他

- 商品券取扱加盟店（225店舗）は6月10日(水)に市ホームページで公開するほか、商工会議所窓口でも加盟店一覧表を配布します。
- 商品券が売り切れたときは、市ホームページでお知らせします。

### ⚠ 注意

- 商品券が売り切れた時点で終了です。
- 商品券は、現金との交換・譲渡・販売はできません。
- ビール券・酒券・図書券などの商品券、切手、はがき、たばこなどには使用できません。

## 会員限定「プレミアム付タクシーチケット」



愛のリタクシーの会員を対象に、5,000円で6,000円分使用できるプレミアム付タクシーチケットを販売します。この機会に、ぜひ愛のリタクシーへの会員登録をご検討ください。

**販売対象** 愛のリタクシー会員（60歳以上の方）  
**販売価格** 1冊5,000円  
（500円×12枚綴り6,000円相当）  
**購入限度** 会員1人10冊まで  
**発行数** 1,000冊  
**購入方法**

販売窓口にて会員証を持参し、お申し出ください。

### 販売場所・時間

伊達商工会議所（午前8時45分～午後5時30分）

**販売日** 6月1日(月)～完売するまで

### 使用方法

現金と同様に、タクシーの利用料金の支払いに使用できます。（つり銭なし）

愛のリタクシーだけでなく、通常のタクシーにも使用できます。取扱業者は伊達ハイヤーと光星タクシーの2社です。

**使用できる期間** 6月1日(月)～11月30日(月)

### 愛のリタクシーとは

愛のリタクシーは、市内の60歳以上の方が手軽な料金でタクシーを利用できる「会員制相乗りタクシー」です。

一般のタクシーとの違いは、格安の料金で利用できることのほか、ほかのお客さまと相乗り（乗り合わせ）になる場合があること、事前予約が必要なことなどです。

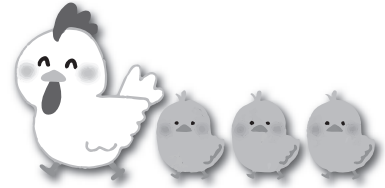
会員登録には入会金1,000円が必要ですが、登録手続きは簡単にできますので、伊達商工会議所にお申し込みください。



## 児童手当の現況届

# 受け付けが始まります！

## 子育て世帯臨時特例給付金



☎ 児童家庭課児童家庭係（市役所 1 階⑥番窓口 ☎23-3331 内線317）



### 児童手当の現況届

児童手当の現況届は、その年の6月1日現在のご家庭の状況を記入してもらい、手当が引き続き支給できるかどうかを確認するために必要な手続きです。児童手当を受けている方は、早めに提出してください。

今回お送りする現況届は、子育て世帯臨時特例給付金の申請も兼ねた書類です。

**受付日時** 6月1日(月)～30日(火)の平日  
午前8時45分～午後5時30分

**受付場所** ●児童家庭課児童家庭係  
●大滝総合支所

### 特別開設窓口



現況届・給付金ともに、平日の受付時間内に窓口に来られない方のための特設窓口を開設します。

開設日	時間	場所
6月21日(日)・27日(土)	午後1時～8時	児童家庭課 児童家庭係
6月22日(月)～26日(金)	午後5時30分～8時	



### 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率引き上げの影響をふまえ、子育て世帯の負担を緩和するための臨時特例的な措置として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

#### 支給対象

今年5月31日現在で市内に住所があり、今年6月分の児童手当を受給する方で児童手当の所得制限限度額に満たない方

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0名	622万円	833.3万円
1名	660万円	875.6万円
2名	698万円	917.8万円
3名	736万円	960万円
4名	774万円	1,002.1万円
5名	812万円	1,042.1万円

#### 支給額

今年6月分の児童手当の対象児童1人につき3,000円

#### 申請方法

支給対象者には、5月下旬頃から児童手当の現況届を送付しますので、内容を確認し必要事項を記入して受付窓口にお持ちください。

※給付金の申請書は児童手当の「現況届」の裏面です。職場から児童手当を支給されている方は、職場から申請書が配付されますので、必要な書類を確認して市の受付窓口にお持ちください

**受付日時** 6月1日(月)～8月31日(月)の平日  
午前8時45分～午後5時30分

**受付場所** ●児童家庭課児童家庭係  
●大滝総合支所

#### 給付金の受取方法

市から児童手当を受給している方は、指定がなければ、児童手当と同じ金融機関口座に入金されます。

職場から児童手当を支給されている方は、指定口座に入金されます。

給付金は10月中に入金される予定です。



#### 注意

- 昨年度、臨時福祉給付金対象者は子育て世帯臨時特例給付金の対象外でしたが、今年度は対象です。
- 給付金受領後に支給対象外になったときは、支給された給付金は全額返還していただきます。